

令和6年度事業計画

獣医学術及び技術の振興・普及及び獣医師人材の育成を推進することにより、動物に関する保健衛生の向上、動物愛護精神の涵養などに寄与するとともに、地域社会への貢献を目的に事業を実施する。

事業の概要

【公益目的事業】

1. 獣医学術及び技術の振興・普及及び獣医師人材育成に関する事業

新たな獣医学術及び保健衛生の向上を図るため、獣医療や獣医学教育の推進を目的とし、日常の診療、研究等で取得した技術及び知識を会員に限らず関係者、学生、地域住民を対象とした学会、研修会、講習会等により伝え、最新の獣医療の情報共有と人材育成を実施する。

○ 第55回鳥取県獣医学会

期 日 2024年7月7日（日）

場 所 鳥取県立福祉人材研修センター（鳥取市伏野）

○ 第51回中国地区獣医師大会・令和6年度獣医学術中国地区学会

期 日 2024年10月19日（土）～10月20日（日）

場 所 松江テルサ（島根県松江市）

○ 獣医学術学会年次大会

期 日 2025年1月24日（金）～26日（日）

場 所 仙台国際センター（宮城県仙台市）

○ 講習会、研修会等の開催

- ・ 地区毎の研修会
- ・ 職域毎の研修会（大動物臨床部会、小動物臨床部会、畜産部会、公衆衛生部会）
- ・ 高校生セミナー

期 日 2024年8月（予定）

内 容 将来獣医師を目指す高校生、保護者、高校担当教師等に、獣医師の職域、業務、支援制度を説明する。

共 催 鳥取県

○ 中国地区獣医師会連合会合同講習会

産業動物関係 広島県獣医師会担当

小動物関係 山口県獣医師会担当

公衆衛生関係 鳥取県獣医師会担当

2. 人と動物が共生できる社会環境づくりに関する事業

人畜共通感染症である狂犬病の予防等のため適切な指導や所有者明示のためのマイクロチップ装着を推進し、盲導犬の保健衛生の向上や飼い猫の不妊去勢手術を進めることにより、動物愛護精神の涵養と飼養動物の保健衛生及び人の公衆衛生の向上を図るとともに、家畜衛生・畜産振興及び安全安心な畜産物の提供を進め、人と動物が共生できる社会環境作りに取り組むための事業を実施する。

(1) 狂犬病予防注射の実施及びその知識の普及・啓発

鳥取県、各市町村と連携し、狂犬病に関する知識の普及・啓発を行い、集合注射及び病院での個別注射を徹底し、予防接種率70%を確保する。

また、犬の登録（鑑札交付）、注射済票の交付事務委託契約を市町村と締結し飼育者の利便性を高める。

さらに、狂犬病実施にかかる市町村との覚書の早期締結を図る。

予防注射による事故が発生した場合は、事故補償を行う。

狂犬病予防注射見込頭数 17,350頭

犬の登録（鑑札交付）、注射済票交付見込み頭数 13,000頭

(2) マイクロチップ装着及び登録の普及推進

「動物の愛護及び管理に関する法律」の令和元年の一部改正により、販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化と狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（マイクロチップを鑑札とみなす）が実現し、令和4年6月1日から施行されている。

販売用以外の全ての犬・猫については、次回の改正により、装着の義務付けとともに、狂犬病予防注射の注射済票も代替可能の特例措置を検討されている。

このため、飼養する犬と猫の迷子や災害時の逸走及び盗難に備えるための所有者明示と所有者不明の犬や猫を減らすため、ブリーダー・ペットショップ・動物愛護団体（動物愛護活動を行っている個人も含む）を除く一般飼い主の犬猫マイクロチップの装着を推進する。

マイクロチップの装着見込み頭数 300頭

（令和5年度計画頭数 400頭、実績見込み 270頭）

(3) 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の保健衛生の向上

補助犬の各種検査や診療などに掛かる経費を助成し、補助犬の保健衛生の向上を図り、視覚障害者等の社会活動を支援する。

助成対象の盲導犬 5頭

(4) 飼い猫の不妊・去勢手術の助成

飼養中の猫の出産防止、発情による夜鳴きなどの行動を予防するため、猫の不妊・去勢手術を希望する飼い主を対象に手術に要する費用を一部助成する。

対象頭数（計画）500頭（獣医師会実施 300頭、県補助 200頭）

（令和5年度計画頭数700頭、実績見込み680頭）

(5) 家畜伝染病の防疫体制強化の推進

産業動物関係団体との連携を図り、家畜防疫協議会を通して各種疾病予防の指導及び安全な畜産物の生産を推進する。

鳥取県と令和6年1月12日に締結した「特定伝染病発生時における防疫業務に関する協定」に基づき、家畜伝染病が万が一発生した場合にそのまん延防止のために行う防疫業務に協力する。

(6) 愛玩動物等の災害時救護活動事業

令和2年3月に締結した県との協定に基づき、鳥取県地域において地震、風水害その他の災害が発生した場合に愛玩動物等の救護活動を行う。

3. 飼養動物等に関する知識・技術の普及啓発に関する事業

飼養動物等（愛玩動物、家畜、野生動物等）の習性や飼養管理、病気等に関する情報提供を一般市民に提供・情報共有し、また、動物愛護精神の高揚を図り、広く県民の公衆衛生の向上及び社会福祉の増進、地域社会へ貢献する。

(1) 動物愛護・野生鳥獣保護の普及啓発活動

行政、関係団体と協力して、動物愛護・野生鳥獣保護の普及啓発を実施する。

- ・動物愛護週間の普及啓発（新聞広告等）
- ・日本児童文学賞受賞作品集の配布（県内小学校、市町村図書館等）

(2) 愛玩動物・学校飼養動物等の飼養相談、助言指導

動物愛護活動の一環として、各種イベントにペット相談コーナーを設置し、相談に対応するとともに、学校飼養動物等の適正管理を支援するための活動を行う。

- ・県内の食のみやこフェスタ、動物愛護フェスティバル等での無料相談コーナー設置、電話相談
- ・県内小学校の飼養動物について飼養相談、助言指導

その他の取組概要

【会員等相互扶助等に関する取組】

公益目的事業の推進に資するため、獣医事に係る諸問題へ対応するとともに、会員等の活動支援や会員の福利厚生を行う。

1. 獣医事に係る諸問題への対応

- (1) 獣医師の社会的評価向上のための要望・要請活動

2. 会員等活動支援

- (1) 会報、ホームページによる会員、一般市民への広報活動
- (2) 会員への学会等参加登録料等の助成
- (3) 獣医学術及び本会の発展に寄与された者の表彰

3. 福利厚生への推進

- (1) 会員に対する慶弔
- (2) 獣医師総合福祉生命共済制度等への加入推進